広報くまむら災害臨時お知らせ版 第14号

災害に伴い発行部数を少なくしています。周りの人に 広くお知らせください。掲載する情報は事情により変 更する可能性があります。次回のお知らせは8月7日 の予定です。 令和2年8月4日発行 【編集と発行】 球磨村役場 球磨村災害対策本部 復興班 広報☎0966(32)1114

令和2月7月豪雨災害から1カ月です

村民の皆様へ

7月4日の未曾有の豪雨災害から今日で1カ月を迎えました。

改めて、このたびの災害で犠牲になられた 25 名の方々のご冥福をお祈りするとともに被害を受けられたすべての皆様に心からお見舞い申し上げます。

今回の災害は、球磨村全域が被災しており、車両が通行できない集落が1カ月経った今でも16集落あること、また不自由な避難所生活を強いられていることに対し深くお詫び申し上げます。

今、私たちは国、熊本県などの行政機関、自衛隊や医療関係者、工事関係者、ボランティアの方々など、 多くの皆様のご支援をいただきながら村民の皆様の日常生活が一日でもはやく取り戻せるように全力 で復旧作業に取り組んでいます。

しかしながら被害は甚大で、特に道路・河川の土砂撤去、テレビ、インターネットの復旧には多く の時間が必要です。完全復旧には時間を要しますが確実に作業を進めているところです。

なお、テレビにつきましては、お盆前に仮復旧する見込みです。

応急仮設住宅につきましては、熊本県では初めてとなるムービングハウス 33 戸を設置し、8月2日に入居を開始しました。

仮設住宅建設につきましても、約 270 戸を球磨村総合運動公園と村外に予定しており、一刻も早く 安心して生活ができる場所を提供できるよう熊本県と調整を図っています。今しばらくお待ちくださ い。

村民の皆様におかれましては、変わってしまった村の景色に心を痛め、また慣れない避難所生活に大変苦慮されていることと存じます。くれぐれも健康に留意くださいますようお願い申し上げます。

私は村長として、この困難な道のりに対し、村民の皆様に寄り添い、村の復旧復興を全力で行っていく所存です。引き続きご不便をおかけしますが、村民の皆様のご理解とご協力を賜わりますようお願い申し上げます。

令和2年8月4日 球磨材長 松谷浩一

被災家屋等の解体・撤去事業について

1. 公費解体制度とは?

令和2年7月豪雨災害により損壊した被災家屋等について、生活環境保全上の支障の除去と2次被害防止のため、所有者の申請により、村が所有者に代わって、災害廃棄物として解体と撤去をする制度です。家屋内の家財等の撤去は、制度の対象外となりますので、解体開始までに、家屋内の片付けをお願いします。個人で片付けることが難しい場合は、下記問い合わせ先にご相談ください。

2. 自費解体制度とは?

公費解体制度とは別に、すでに所有者ご自身で解体と撤去を済まされた方、これから解体工事を発 注する方を対象に、解体と撤去に要した費用を補助する制度が自費解体制度です。

《自費解体を行う際の注意事項》

※村の基準により算定した金額と申請者が解体業者に支払った金額のいずれか低い方をお支払い(償還)します。そのため、解体・撤去費用が全額償還できない場合があります。村の算定は、建物の面積が基準になりますので、登記簿または固定資産台帳の面積と実測面積が違う場合は、解体前にご相談ください。

- ※解体前・解体中・解体後の写真を、必ず写真に撮っておいてください。
- ※解体業者とは書面で契約を結び、内訳が記入された見積書も求めてください。
- ※不当に高額な費用を請求する業者にはご注意ください。数社から見積書を取ってご判断いただくか、信頼のおける業者(知人など)に頼んでください。

※公費解体、自費解体とも、建物の一部のみの解体はできません。

3. 対象となる解体・撤去物(両制度共通)

- ○り災証明書で「全壊」・「大規模半壊」・「半壊」と判定された家屋
- ○村が認定調査を行い、上記と同等の被害があると認めた建物

(例:倉庫、中小企業の事業所など)

※両制度とも、受付場所や期間、申請方法等については、決まり次第お知らせします。

各種健診・予防接種等のお知らせ

【乳幼児健診について】

渡多目的集会施設が使用できないため、以下の通り変更します。

今後の健診については、後日お知らせいたします。

〇1歳6か月健診

対 象: 平成30年10月1日 ~ 平成31年1月31日生まれ

健診日: 令和2年8月18日(火)

受付: 13時10分 ~ 13時30分

会場: 錦町保健センター ☎ 0966(38)2048

*対象者には、後日詳細のご連絡をいたします。

*携帯電話が使用できない、連絡先を変更された方は、健康衛生課までご連絡ください。

【母子健康手帳・予防接種予診票の再発行について】

○災害で使用できなくなった母子手帳や予診票は、球磨村役場で再発行できます。 お電話にてご連絡ください。

*平成 18 年以前に出生されたお子様の母子手帳再交付にはお時間がかかります。ご了承ください。

【県内各地に避難されているお子様で予防接種を受けられる方へ】

○熊本県内の他市町村に避難された方で、本村に住民票のある方は、県医師会加入の医療機関で予防接種を受けられますので、予約される前にご連絡ください。

(対象医療機関は熊本県医師会のホームページで御確認ください。)

【高齢者の予防接種について】

○問診表を紛失された方は、道路・郵便状況の再開とともに、役場にて再発行予定です。もうしばらくお待ちください。

【住民健診について】

○集団健診、個別健診ともに延期の予定です。医療機関や郵便状況の再開を目処に時期を調整しご連絡します。

問い合わせ 球磨村役場健康衛生課保健予防係 ☎ 0966(32)1139

宇城市小川町の応急仮設住宅を避難所として利用できます

この度の豪雨災害により避難所などで避難生活をされている方については、多くの人が身を寄せ合い不便な生活を強いられていることと存じます。大変ご迷惑をおかけしております。

このようなことから宇城市長のお申し出により熊本地震の際に建設された応急仮設住宅(宇城市小川町)を球磨村の避難所として利用させていただくこととなりました。

詳しい話を聞きたい方や、利用を希望される方は8月7日(金)までに問い合わせください。 なお、開設期間は球磨村の応急仮設住宅ができるまでの約3カ月間の予定です。

避難所(宇城市小川仮設団地)概要

- 1 住所 宇城市小川町南新田 564-8
- 2 設置戸数 住戸 39戸 (1DK 10戸 2DK 20戸 3K9戸)
- 3 付属設備 風呂、トイレ、キッチン、エアコン、コンロ、カーテン、照明など
- 4 その他 共用スペースにテレビ、洗濯機、冷蔵庫を設置予定 サービスとして、カーシェアリング用の乗用車2台を配備予定

問い合わせ 球磨村復興本部住宅支援班 0966(32)1111

村内のテレビ・インターネットの復旧状況について

この度の豪雨災害による、テレビ・インターネットの復旧状況についてお知らせします。

〇テレビ復旧状況

一勝地地区の一部のみ復旧

他の地域については、お盆前に仮復旧する見込みです。

〇インターネットの復旧状況

復旧まで約3カ月を要する見込みです。

※8月4日に放送しました、防災無線の村長メッセージの中に、インターネットの復旧もテレビと併せて仮復旧する見込みとお伝えしましたが復旧まで約3カ月を要します。訂正してお詫び申し上げます。

○テレビ・インターネットの使用料について

この度の災害に伴い、本復旧するまでの間、使用料は免除されます。申請は不要です。

〇脱退届けについて

この度の災害で、家屋の流失や浸水によりテレビやインターネットが利用できない方は脱退届を提出ください。詳しくは問い合わせください。

問い合わせ 球磨村役場総務課管財係 0966(32)1111